平成２４年（フ）第１６０号
青森県むつ市川内町休所42番地259
債務者　菊池　香織
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９９０号
愛知県あま市木田小塚５番地８　シティハイムハピネス102号
債務者　彦坂　聖子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０９０号
名古屋市北区光音寺町字野方1907番地の149　ナゴヤ聖マンション202号
債務者　長谷川清美
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２５号
熊本市北区植木町岩野3442番地
債務者　青木　信弘
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３３３号
熊本市東区尾ノ上１丁目25番25号　パークサイド尾ノ上Ｂ―101
債務者　伊東　　正
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１９８号
横浜市南区永田みなみ台２番８―908号
債務者　平井　　剛
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２０６号
横浜市保土ケ谷区星川３丁目11番19号　スターハイツ103号
債務者　山岸　栄一
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２３６号
横浜市保土ケ谷区峰沢町342番地　桜台ハイツ７棟301号
債務者　山本　葉子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２９７号
横浜市港南区笹下５丁目２番３号　安藤ビル203
債務者　原田　拓馬
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９９号
栃木県宇都宮市岩曽町1435番地１　ウエストハイツＢ棟201号、前住所栃木県宇都宮市今宮２丁目12番16号
債務者　木村多津恵
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３２６号
栃木県さくら市草川33番地11　手塚コーポ202号
債務者　片野　智春（旧姓生出）
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６５号
岡山市北区花尻ききょう町９番地101　ホワイトメゾンＢ―103、申立時の住所岡山市南区彦崎3200番地９
債務者　丸山　明美
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７１号
東京都多摩市貝取２丁目６番地８―201
債務者　市川　　治
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３２９号
静岡県焼津市三右衛門新田109番地　ビューハイツすずらんⅢ102号
債務者　上野　勝教
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１３号
沖縄県うるま市字田場1900番地
債務者　知念かおり（旧姓島袋）
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部